

個人情報保護委員会（第260回）議事概要

- 1 日 時：令和5年11月8日（水）14：30～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、
梶田委員、高村委員、
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、大槻審議官、
森川総務課長、吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、
片岡参事官、石田参事官

4 議事の概要

- (1) 議題1：令和5年度上半期における個人情報保護委員会の活動実績について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

小川委員から「令和3年改正法の全面施行に伴って個人情報保護法の適用範囲が拡大する中、令和5年度上半期においても、様々な主体に対して法律に基づく実地調査等や立入検査を行ったが、個人情報保護法ガイドラインや事務対応ガイドで求める水準の安全管理措置が講じられていなかった事案や、必要な漏えい等報告を怠っていた事案等、不備が多数みられた。このような結果を踏まえ、事務局においては、指導した事案の例示等によって、各主体が保有個人情報等を適正に取り扱うための取組を徹底するよう周知したいと考えている」旨の発言があった。

丹野委員長から「令和5年度の上半期を振り返ると、令和3年改正法の施行に伴い、9月末までに全ての地方公共団体において法施行条例の整備が完了したほか、マイナンバーカード等に係る各種事案については、事実関係に関する調査・指導を行った。また、国際関係の強化にも積極的に取り組み、6月に当委員会が主催したG7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合では、生成AIに関する声明を採択するなど、様々な活動を着実に行うことができたと認識している。なお、昨今、漏えい等事案が少なからず発生しており、また、当委員会に寄せられる相談件数も年々増えている。国民の個人情報保護に対する関心は、これまで以上に高まっていると実感している。下半期も、引き続き国民の声に耳を傾け、適切・丁寧に対応するとともに、当委員会に課された責務を十分に果たすべく、積極的に取り組んでまいりたい」旨の発言があった。

原案のとおり決定された。

- (2) 議題2：社会保険診療報酬支払基金（医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供及び本人確認に関する事務）の全項目評価書（PMH-IDの払い出し事務に伴う評価の再実施）について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

高村委員から「今回の制度では、支払基金、デジタル庁、公費実施機関など多数の機関が関わることになる。前回の委員会で、各機関の責任分界点について質問したが、個人情報の漏えい等事案発生時には、迅速な対応による被害の拡大防止が求められるため、縦割りの弊害に陥ることなく、各機関が密接に連携して、原因の特定等の対応に当たることが必要である。

そのため、平時から関係機関で緊密な調整を行い、仮に個人情報の漏えい等事案が発生した際には、相互に協力し、迅速に対応することのできる体制を構築していくことが重要である」旨の発言があった。

梶田委員から「今回の制度においては、予防接種・健診受診の際、医療機関等にて、医療従事者がタブレットに搭載されたアプリ等を用いて入力を行うことが想定されている。前回の委員会において、人的ミスの防止策について説明があったが、新たなシステムを導入する際には、慣れないシステム操作や思い込みによる操作ミスなどの人的ミスが発生することが多いと思う。

そのため、不断の取組として、人的ミスを無くすための対策を徹底していくことに加え、万が一、人的ミスが発生した場合であっても、システム上の対応を含め、事後的にチェックを行い、速やかに誤りを修正することができる仕組みを構築することが重要と考える」旨の発言があった。

丹野委員長から「前回の委員会でも申し上げたとおりであるが、医療費助成・予防接種・母子保健の情報連携制度については、医療保険者等向け中間サーバー等内の特定個人情報の正確性が重要となるところであり、支払基金が保有する個人番号の正確を期するための取組については、継続的かつ確実に実行することが重要であると考えます。

また、特定個人情報の取扱いが適正に行われるよう、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うこと、特に、今後参加団体の拡大や取り巻く環境の変化に伴い、事務フローの変更や新たなリスクが生ずることも十分に考えられることから、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要であると考えます」旨の発言があった。

本評価書について承認され、社会保険診療報酬支払基金に対し、評価書が承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することとなった。

以上